

にかほ市ふるさと納税返礼品開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域資源のPR及び地場産業の振興を目的として、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む事業者に対して、必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、にかほ市補助金等の交付に関する規則（平成17年にかほ市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 本市のふるさと納税返礼品を提供する事業者又は提供する見込みがある事業者であること
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 国、地方公共団体又はその他の関係団体から同様の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- (2) 既存のふるさと納税返礼品を改良する事業
- (3) ふるさと納税返礼品の情報発信の強化又は販売促進に係る事業

2 前号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、原則として補助金交付決定を受けた年度中に1回限りとする。

3 補助対象事業が同一の内容で複数年度になる場合は、当該補助対象事業に対し1回限り補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条の事業を実施するために必要な経費とし、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）とし、上限を20万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、にかほ市補助金等に関する規則に定めるものの他、次の書類を市長に提出しなければならない。

- （1）事業者の事業概要を把握出来る書類
- （2）事業実施計画書
- （3）事業収支予算書

2 前項に定めるもののほか、補助金の決定、報告等の手続については、にかほ市補助金等の交付に関する規則に定めるものとする。

（要綱の検証及び見直し）

第7条 この要綱は、2年を超えない期間ごとに第1条の趣旨にふさわしいものであるかどうかを検証し、適切な措置を講ずるものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

項目	概要
謝礼	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	専門家等に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール、サンクスカード等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析、検査費用、クラウドファンディングサイト等の利用料
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費
賃貸料	機材のリース料等
機材購入費	商品の開発に必要と認められる機材の購入に要する経費